

# 西区役所子育て支援担当業務非常勤嘱託職員要綱

制 定 平成 30 年 4 月 1 日

## 1 目的

この要綱は「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される西区役所子育て支援担当業務非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務内容

非常勤嘱託職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保育所入所及び保育料決定にかかる書類等の準備・周知・配付・受付・確認・発送業務
- (2) 本市システム(総合福祉システム及び国民健康保険システム)の検索・入力・出力業務
- (3) その他 子育て支援の各事業に付随する業務（電話対応を含む）

## 3 任用

非常勤嘱託職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 面接
- (2) 経歴、資格

## 4 任用期間

任用期間の更新の基準日は、毎年4月1日とし、任用期間の更新を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、その任用期間を2回に限り更新することがある。

## 5 勤務時間等

- (1) 非常勤嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間勤務 週5日

「勤務時間等」

午前10時45分から午後5時30分まで(休憩時間45分を含む)

## 「休日」

- (a) 日曜日及び土曜日
  - (b) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。
  - (c) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）。
- (2) 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難いときは、休日を別に定めることができる。
- (3) 主管課長は、前 2 項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- (4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の 6 日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の 6 日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。
- ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の 21 日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

## 6 報酬

非常勤嘱託職員の報酬等は次のとおりとする。

- (1) 報酬は、月額 168,000 円とする。
- (2) 交通費については、職員の給与に関する条例（昭和 31 年大阪市条例第 29 号）の適用を受ける職員の通勤手当の例による。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。